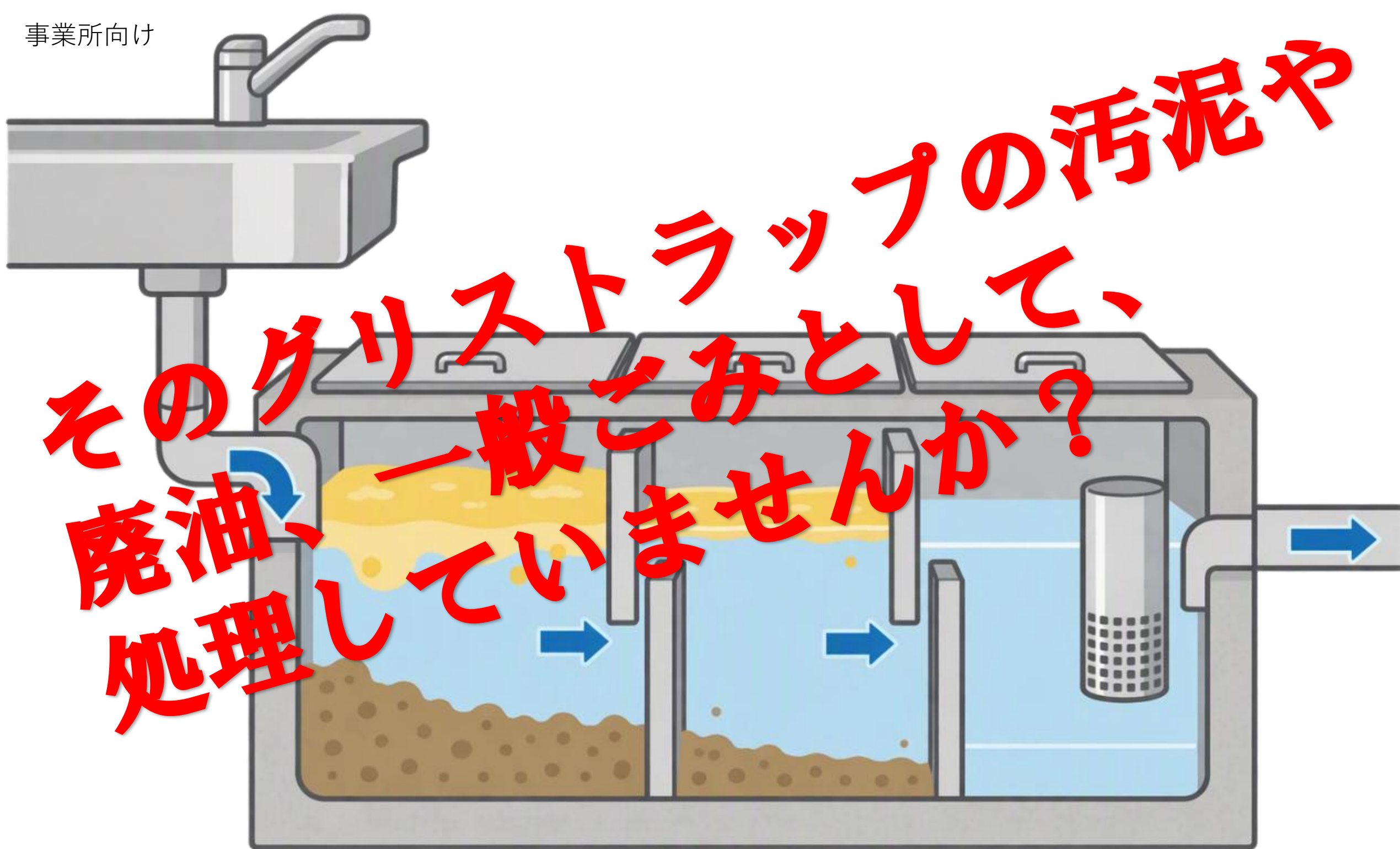




飲食店や給食施設などに設置されているグリストラップ、
ここで生ずる汚泥や廃油、
こんな勘違い、していませんか？

- ☐ 少量だから一般ごみで大丈夫
- ☐ 他のごみと混ぜれば大丈夫
- ☐ 浄化槽汚泥と似ているから大丈夫
- ☐ 厨房から出たものだから一般ごみで大丈夫



全て要注意！

事業活動で発生した汚泥や廃油は「産業廃棄物」です。
産業廃棄物は、一般ごみや浄化槽汚泥（一般廃棄物）として
処理を委託することはできません。

京都府南丹保健所環境衛生課

電話 0771-62-4755

※飲食店など事業所で、事業活動に伴って排出される汚泥や廃油は、排出量や性状にかかわらず**産業廃棄物**です。
※排出事業者責任を徹底し適正処理をしてください。許可業者であっても、許可の種類によって取り扱える廃棄物は異なります。
※廃油は、リサイクルできる場合がありますので、適正処理とあわせて事業者や地域社会にとってよい方法を検討しましょう。
※3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努めましょう。